

令和 7 年第 1 回羅臼町議会定例会（第 1 号）

令和7年3月5日（水曜日）午前10時開会

○議事日程

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 町長行政報告 |
| 日程第 5 | 議案第 6 号 令和 6 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算 |
| 日程第 6 | 議案第 7 号 令和 6 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算 |
| 日程第 7 | 議案第 8 号 令和 6 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算 |
| 日程第 8 | 議案第 9 号 令和 6 年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 |
| 日程第 9 | 議案第 10 号 令和 6 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 |
| 日程第 10 | 議案第 17 号 羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 11 | 議案第 18 号 羅臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について |
| 日程第 12 | 議案第 19 号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 13 | 議案第 20 号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 14 | 議案第 21 号 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第 15 | 議案第 23 号 羅臼町再生可能エネルギー推進条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 24 号 工事請負契約の締結について |
| 日程第 17 | 町長・教育長行政執行方針 |

○出席議員（9名）

議長 10番 佐藤 晶 君 1番 米 井 宏 喜 君

2 番 浜 岸 昭 仁 君
4 番 山 下 竜 哉 君
6 番 田 中 良 君
8 番 松 原 臣 君

3 番 小 川 雅 勝 君
5 番 加 藤 勉 君
7 番 高 島 讓 二 君

○欠席議員（１名）

副議長 9 番 小 野 哲 也 君

○地方自治法第 121 条により説明のため出席した者

町 長	湊 屋 稔 君	副 町 長	川 端 達 也 君
教 育 長	石 崎 佳 典 君	監 査 委 員	松 田 眞 佐 都 君
企画財政課長	鹿 又 明 仁 君	総 務 課 長	飯 島 東 君
町民環境課長	野 田 泰 寿 君	税 務 担 当 課 長	鹿 又 芳 弘 君
保 健 福 祉 課 長	本 見 泰 敬 君	保健・国保担当課長	洲 崎 久 代 君
子育て支援センター所長	長 内 美 奈 子 君	産 業 創 生 課 長	湊 慶 介 君
まちづくり担当課長	伊 藤 芳 征 君	建 設 水 道 課 長	佐 野 健 二 君
学 務 課 長	八 幡 雅 人 君	社 会 教 育 課 長	長 岡 紀 文 君
会 計 管 理 者	大 沼 良 司 君		

○職務のため議場に出席した者

議 会 事 務 局 長 平 田 充 君 議 会 事 務 局 次 長 堺 勝 敏 君

午前１０時００分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は９人です。定足数に達しておりますので、令和７年第１回羅臼町議会定例会を開会いたします。

本定例会は、ペーパーレスを目的としたタブレットやパソコンの持ち込みを許可しております。また、報道機関や行政のカメラ及びパソコンの持ち込みも許可いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定により、７番高島譲二君及び８番松原臣君を指名いたします。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第２ 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から３月１３日までの９日間とし、会議規則第９条第１項及び議案調査並びに議案審査のため、３月７日から３月１２日までの６日間は休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から３月１３日までの９日間とし、会議規則第９条第１項及び議案調査並びに議案審査のため、３月７日から３月１２日までの６日間は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第３ 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

資料は、議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

令和7年第1回羅臼町議会定例会に、議員各位の御出席を賜り、お礼を申し上げます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、2件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、おにぎりサミット2025についてであります。

おにぎりの具である昆布の産地として、昨年10月に一般社団法人おにぎり協会の連携自治体に北海道で唯一参加をいたしました。

2月7日に開催されたおにぎりサミットでは、加盟する11自治体の首長が一堂に会し、加盟自治体間の連携強化や、協賛企業との企業版ふるさと納税の活用、おにぎりを通じて世界へのPRなどの取組について合意形成を得た上で、調印式に臨んだところであります。

また、当日、会場では各自治体が考案したおにぎりの紹介があり、当町では、羅臼昆布とウニを具材とした「知床羅臼昆布うにぎり」を発表いたしました。ほかにも、新潟県村上市など複数自治体、企業による、限りある水産資源の未来についてのセッションを行い、加盟自治体による特産品ブースの出展にも参加して、多くの来場者でにぎわいました。

今、世界的にも人気があるおにぎりを活用し、国内外へ発信することで、羅臼町特産品の価値を高めていきたいと思っております。

2件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配布させていただきましたのは、3月1日までの日報であります。

主要魚種で見ますと、ホッケが数量はほぼ横ばいですが、単価が150円ほど高く推移していることで、約200万円の増となっております。マスについては約80トンの水揚げ減であったため、1キログラム当たり平均1,984円と去年同期から1,760円も高く取引されております。スケソ、タラにつきましても数量的にはほぼ横ばいですが、キロ単価が高くなっていることもあり、スケソで約8,000万円、タラで約1億円の増となっております。スケソ漁は現在も続いておりますので、期待をしたいと思います。カレイ類

につきましてはほぼ横ばいであります。ウニは、1月の出漁が少なかったため、心配をしておりましたが、2月末頃から順調に操業されているように見受けられます。殻付きウニでの出荷が多くなっておりますが、これまで約1,000万円の増であります。全体的には数量、金額とも増えておりまして、昨年同期と比べ約1億円の増であります。

しかし、この日報で比較できるのは昨年だけでありまして、過去5年から10年の中期での比較もしながら、羅臼漁業協同組合とともに、今後の対策を協議をしてみたいです。

日に日に春に近づいてまいりますが、知床羅臼特有の春の嵐や突風に留意され、事故なく、大漁でありますことを祈念して、行政報告といたします。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第6号 令和6年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 議案第6号令和6年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の1ページをお開き願います。

議案第6号令和6年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ919万円を減額するものでございます。

議案第7号から議案第10号までは、それぞれの特別会計の補正予算の追加または減額するものでございます。

議案第17号から議案第21号につきましては、文言の整理や修正による条例の一部を改正するものでございます。

議案第23号につきましては、これまで羅臼町が進めてまいりました再生可能エネルギー促進区域等の設定がまとまったことによる条例制定についてでございます。

議案第24号は、羅臼町老人福祉センター福寿園の浴室の改修工事の入札が終了したことから、議会の議決を求めるものでございます。

この後、副町長並びに担当課長より詳細の説明をいたしますので、御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

議案第6号令和6年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和6年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ919万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億1,601万3,000円とする。

2 項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条は、繰越明許費の補正であります。

繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第 3 条は、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

第 4 条は、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1 4 款国庫支出金 2 3 万円を減額し、3 億 4, 2 0 6 万 2, 0 0 0 円。

1 項国庫負担金 1 万円を追加し、1 億 4, 0 1 5 万 6, 0 0 0 円。国民健康保険基盤安定負担金の交付額の確定によるものでございます。

2 項国庫補助金 2 4 万円を減額し、1 億 9, 9 7 9 万 3, 0 0 0 円。内容につきましては、児童手当拡充に伴うシステム改修補助金で 1 7 万 6, 0 0 0 円の追加。また、合併処理浄化槽設置補助金 4 1 万 6, 0 0 0 円が決算見込みによる減額となります。

1 5 款道支出金 9 3 万 2, 0 0 0 円を減額し、1 億 8, 3 7 5 万 8, 0 0 0 円。

1 項道負担金 9 3 万 2, 0 0 0 円を減額し、8, 1 3 4 万 9, 0 0 0 円。国民健康保険基盤安定負担金が 6, 0 0 0 円の追加、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が 9 3 万 8, 0 0 0 円の減額となりますが、いずれも交付額の確定によるものでございます。

1 7 款 1 項寄附金 1 0 4 万円を追加し、7 億 8 7 0 万 5, 0 0 0 円。企業版ふるさと納税寄附金 1 件と個人 1 件から善意の寄附を頂いたものでございます。

1 8 款繰入金 1 項基金繰入金 2 3 6 万 8, 0 0 0 円を減額し、7 億 9 7 5 万 8, 0 0 0 円。企業版ふるさと納税基金の繰入れに伴い、財源の組替えを行うことで、財政調整基金繰入金 7 8 6 万 8, 0 0 0 円と、知床羅臼まちづくり基金繰入金 1, 4 5 0 万円を減額するものであります。また、企業版ふるさと納税基金繰入金 2, 0 0 0 万円が追加となります。

2 1 款 1 項町債 6 7 0 万円を減額し、1 億 5, 7 0 0 万円。町道舗装整備事業債が 1 8 0 万円の減額、町道雪害対策事業債で 4 9 0 万円の減額、いずれも事業費確定によるものでございます。

歳入合計 9 1 9 万円を減額し、5 5 億 1, 6 0 1 万 3, 0 0 0 円となるものでございます。

次に、3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項議会費 2 9 1 万 1, 0 0 0 円を減額し、4, 8 4 9 万 9, 0 0 0 円。議会改革に

に伴う経費や出張旅費など、決算見込みによる減額となっております。

2款総務費1,483万8,000円を追加し、17億3,363万4,000円。

1項総務管理費1,470万7,000円を追加し、16億4,689万7,000円。104万円の善意の寄附がありましたので、財政調整基金へ4万円と、企業版ふるさと納税基金へ100万円の積立てとなっております。また、阿寒バスの釧路・羅臼線に伴う市町負担金の確定により、1,828万3,000円が追加となります。減額分としましては、根室北部消防事務組合において、デジタル無線電池設備更新における財源を起債充当することになったことから、消防事務組合負担金410万円の減額。また、知床物産展の事業費確定によりまして51万6,000円の減額となります。

2項徴税費13万1,000円を追加し、4,992万1,000円。住民税の確定申告により還付金が発生したことによる追加となります。

3款民生費30万2,000円を追加し、5億7,607万3,000円。

1項社会福祉費12万6,000円を追加し、4億6,388万5,000円。老人福祉センターの12月末収支状況におきまして、今後、車両維持費や施設保守料などの費用が発生する見込みでございまして、運営等の管理費用で不足額が生じることから、施設管理運営委託料として250万円の追加補正をお願いするものでございます。

また、特別会計繰出金ですが、国民健康保険事業特別会計に伴う負担金の交付額の確定により2万2,000円の追加。介護保険事業特別会計につきましては、地域支援事業費の額の確定や介護保険システム改修により93万5,000円が減額。後期高齢者医療事業特別会計においては、負担金の交付額の確定により146万1,000円の減額となります。

2項児童福祉費17万6,000円を追加し、1億1,217万8,000円。児童手当の拡充によるシステム改修として、北海道自治体情報システム協議会負担金の追加であります。

4款衛生費1,551万4,000円を減額し、7億556万4,000円。

1項保健衛生費401万6,000円を減額し、3億4,517万5,000円。令和5年度、未熟児養育医療費負担金の確定により、返還金7万8,000円の追加。また、就学資金受給者が学校を5か月間休学したことで100万円の減額。国民診療所事業特別会計の特別調整金の額の確定により、繰出金125万4,000円の減額。合併処理浄化槽設置補助事業補助金184万円が決算見込みにより減額となります。

2項保健師設置費19万2,000円を追加し、800万3,000円。令和5年度の母子衛生費補助金の確定による返還金であります。

3項清掃費1,169万円を減額し、3億5,238万6,000円。内容につきましては、し尿処理に要する根室北部衛生組合負担金729万円。一般廃棄物最終処分場処理負担金120万円、一般廃棄物処理に要する経費320万円が、それぞれ決算見込みより減額となります。

7款土木費707万1,000円を減額し、2億5,771万4,000円。

2項道路橋りょう費707万1,000円を減額し、2億5,609万1,000円。町道等補修工事528万9,000円。町道舗装整備工事178万2,000円が事業費確定による減額となります。

8款教育費116万6,000円を追加し、4億3,615万1,000円。

1項教育総務費63万4,000円を減額し、8,386万8,000円。2名の英語指導助手の住宅を職員住宅へ変更したことによる減額となっております。

6項保健体育費180万円を追加し、1億7,694万8,000円。物価高騰によりまして、学校給食の食材費が予算不足となることで補正をお願いするものでございます。

歳出合計919万円を減額し、55億1,601万3,000円となるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。

1件の追加があります。

3款民生費2項児童福祉費、出産・子育て応援給付金事業100万円であります。この事業につきましては、妊娠期から出産・子育てまでの伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金を一体的に実施する事業であり、令和7年度に亘って行う必要があることから、翌年度へ繰越しするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正でございます。

1件の追加であります。

町民体育館管理運営に係る指定管理者に対する委託料、期間につきましては、令和7年度から令和9年度までであります。限度額は6,799万2,000円となっております。3年間の継続事業となりますので、債務負担行為補正をさせていただくものでございます。

6ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。

2件の変更がありますが、いずれも事業費の確定による限度額の変更となっております。

1件目の起債の目的は、町道舗装整備事業債、限度額2,200万円を2,020万円へ変更するものであります。

2件目の起債の目的は、町道雪害対策事業債、限度額8,200万円を7,710万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上でございますが、事項別明細書を別冊資料として配付させていただいておりますので、後ほど御参照いただきますようお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎日程第 6 議案第 7 号 令和 6 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第 6 議案第 7 号令和 6 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の 7 ページをお願いします。

議案第 7 号令和 6 年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和 6 年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 3 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 億 1, 4 7 2 万 2, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

8 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1 款 1 項国民健康保険税 2 万 2, 0 0 0 円を減額し、3 億 2, 6 7 0 万 8, 0 0 0 円。内容につきましては、令和 5 年 1 1 月に創設された国保被保険者の産前産後の国保税の減額制度によるもので、産前産後保険税負担金の額が確定したため減額するものです。

2 款国庫支出金 1 項国庫補助金 4, 0 0 0 円を追加し、5, 0 0 0 円。内容としましては、令和 6 年度社会保障・税番号制度システム整備等補助金の交付が決定されたことによるものでございます。

3 款道支出金 1 2 5 万 4, 0 0 0 円を追加し、5 億 9, 7 9 9 万 9, 0 0 0 円。

1 項道補助金 1 2 5 万 4, 0 0 0 円を追加し、5 億 9, 7 9 9 万 8, 0 0 0 円。内容は、へき地直営診療所の運営に対して交付される特別調整交付金が予算額よりも上回ったため追加するものでございます。

5 款繰入金 9 万 9,000 円を追加し、5,381 万 6,000 円。

1 項他会計繰入金 2 万 2,000 円を追加し、5,091 万 2,000 円。国保被保険者の産前産後保険税負担金の額の確定により追加するものです。

2 項基金繰入金 7 万 7,000 円を追加し、290 万 4,000 円。歳出の財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものです。

歳入合計 133 万 5,000 円を追加し、10 億 1,472 万 2,000 円とするものでございます。

9 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

7 款諸支出金 133 万 5,000 円を追加し、8,484 万 3,000 円。

1 項償還金及び還付加算金 8 万 1,000 円を追加し、236 万 8,000 円。内容は、令和 5 年度出産・育児一時金確定による返還金及び特定健康診査等国庫負担金、道負担金の額の確定のため、償還金が生じたことにより追加するものでございます。

2 項繰出金 125 万 4,000 円を追加し、8,247 万 4,000 円。内容としましては、へき地直営診療所の運営に対して交付される特別調整交付金が予算額より上回ったため増額するものでございます。

歳出合計 133 万 5,000 円を追加し、10 億 1,472 万 2,000 円とするものでございます。

なお、この補正予算につきましては、去る 2 月 28 日開催の令和 7 年第 2 回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり承認をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料 19 ページから 24 ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎日程第 7 議案第 8 号 令和 6 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第 7 議案第 8 号令和 6 年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の１０ページをお願いいたします。

議案第８号令和６年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

令和６年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第１条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５０５万３,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億８,５５４万５,０００円とする。

２項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第２条は、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の追加は、「第２表 債務負担行為補正」による。

１１ページをお願いいたします。

第１表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

３款国庫支出金１９３万２,０００円を減額し、１億９８９万６,０００円。

２項国庫補助金１９３万２,０００円を減額し、２,７７２万６,０００円。内容は、地域支援事業費に係る公費負担分として、国庫補助金から１９９万２,０００円の減、介護保険システム改修に係る国からの補助金として６万円の追加です。

５款道支出金９９万６,０００円を減額し、６,２８５万６,０００円。

２項道補助金９９万６,０００円を減額し、６７３万４,０００円。内容は、地域支援事業に係る公費負担分として、道補助金を減額するものでございます。

７款繰入金２１２万５,０００円を減額し、９,１８６万９,０００円。

１項他会計繰入金９３万５,０００円を減額し、８,６３３万５,０００円。内容としては、地域支援事業費に係る一般会計繰入金からの負担分として９９万６,０００円の減、介護保険システム改修に係る財源として、一般会計繰入金に求めるため、６万１,０００円の増で、差し引き計９３万５,０００円の減額でございます。

２項基金繰入金１１９万円を減額し、５５３万４,０００円。内容としては、地域支援事業に係る歳入の公費負担分及び一般会計繰入金から減額した残りの分を基金繰入金から減額するものでございます。

歳入合計５０５万３,０００円を減額し、４億８,５５４万５,０００円となるものでございます。

１２ページをお願いいたします。

歳出でございます。

１款総務費１２万１,０００円を追加し、６０４万４,０００円。

１項総務管理費１２万１,０００円を追加し、３２２万２,０００円。令和６年度介護報

酬改定に伴う介護保険システムの改修費でございます。

3款地域支援事業費517万4,000円を減額し、3,186万9,000円。

2項包括的支援事業・任意事業費517万4,000円を減額し、1,971万1,000。
地域包括支援センター職員1名の退職により減額をするものでございます。

歳出合計505万3,000円を減額し、4億8,554万5,000円となるものでございます。

なお、詳細につきましては、別冊資料事項別明細書の25ページから30ページにかけて掲載をしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

13ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正です。

1件の追加でございます。

追加事項は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料、期間は、令和7年度から令和8年度までの2か年。限度額は500万円です。令和9年度からの第10期羅臼町高齢者保健福祉計画、羅臼町介護保険事業計画の策定のための債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎日程第8 議案第9号 令和6年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療 療事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第9号令和6年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の14ページをお願いします。

議案第9号令和6年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

令和6年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ146万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,375万4,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

15 ページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 146 万 1,000 円を減額し、1,968 万 6,000 円。令和 6 年度広域連合事務費負担金及び保険基盤安定負担金の額の確定によるものでございます。

歳入合計 146 万 1,000 円を減額し、8,375 万 4,000 円とするものでございます。

16 ページをお願いします。

歳出です。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 146 万 1,000 円を減額し、8,153 万 3,000 円。令和 6 年度広域連合事務負担金が確定したことによる 20 万 9,000 円及び保険基盤安定負担金の額の確定による 125 万 2,000 円の合計額を広域連合納付金から減額されるものでございます。

歳出合計 146 万 1,000 円を減額し、8,375 万 4,000 円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料 31 ページから 36 ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

**◎日程第 9 議案第 10 号 令和 6 年度目梨郡羅臼町国民健康保険
診療所事業特別会計補正予算**

○議長（佐藤 晶君） 日程第 9 議案第 10 号令和 6 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の 17 ページをお願いいたします。

議案第 10 号令和 6 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

令和6年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

18ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入のみの補正でございます。

内容といたしましては、知床らうす国保険診療所の診療状況により交付される特別調整交付金の額の変更により、一般会計繰入金及び国民健康保険事業特別会計繰入金において、財源内訳の調整を図るもので、歳入歳出の合計に変更はございません。

なお、当該補正予算につきましては、去る2月28日開催の第2回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり承認をいただいておりますことを御報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎日程第10 議案第17号 羅臼町情報公開・個人情報の保護審査会条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第17号羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 東君） 議案の45ページをお願いします。

議案第17号羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

46ページをお願いします。

羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例。

羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第１７条第１項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則といたしまして、第１項、この条例は、令和７年６月１日から施行する。

第２項、この条例の施行前にした行為の処罰は、なお従前の例による。

次に、改正理由の説明につきまして、お手元に別冊として配布しております参考資料の羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の概要について説明させていただきますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

参考資料の５６ページ、資料３６をお開き願います。

改正理由ですが、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑が創設されたため、懲役の罰則を規定している羅臼町情報公開・個人情報保護審査会条例においても、同様に懲役を拘禁刑に改めることといたします。

なお、参考資料の５７ページ、資料３７で改正条例の新旧対照表を添付いたしましたので、後ほどお目通しを願います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎日程第１１ 議案第１８号 羅臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第１１ 議案第１８号羅臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 東君） 議案の４７ページをお願いします。

議案第１８号羅臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について。

羅臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ

く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり制定する。

４８ページをお願いします。

羅臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例。

羅臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の全部を改正する。

条例の内容について説明させていただきます。

初めに、第１条、条例の趣旨です。

この条例は、現在、当町で利用しております住民基本台帳等の情報システムが令和７年度中に自治体統一の標準化基準に適合したシステムへと移行されることに伴い、羅臼町に住所を持たない住民登録外の納税者等、いわゆる住登外者につきまして、一元的に登録管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として実装されることになりました。このたび、この機能を利用する場合は、マイナンバーの独自利用事務として条例を定める必要があるとの見解が国より示されたこと並びに特定個人番号を利用事務に係る独自利用の範囲について条例の整備、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条文の文言の追加、整理を行うものであります。

第２条は条例の定義であります。

第１項から第１０項において、法で規定する各用語の意義について定義されております。

第３条は町の責務であります。

町は、個人番号の利用並びに特定個人情報の提供に関し、適正な取扱いについて責務を負うことが示されております。

第４条は個人番号の利用範囲であります。システムの標準化に伴う機能追加により、別表１、別表２に定める事務が追加されたため、その利用範囲につきまして示されております。

第５条は、特定個人情報の提供であります。システムの標準化に伴う機能追加により、別表３に定める事務が追加されたため、特定個人情報の提供方法について示されております。

第６条は、委任で、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は、令和７年４月１日より施行いたします。

なお、本条例につきましては、参考資料の５８ページ、資料３８に条例の概要を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

◎日程第 12 議案第 19 号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第 12 議案第 19 号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

納税担当課長。

○納税担当課長(鹿又芳弘君) 議案の 55 ページをお願いします。

議案第 19 号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

56 ページをお願いします。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例。

第 2 条第 3 号及び第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

附則といたしまして、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により条項ずれが生じ、この法律の条項を引用している羅臼町町税条例についても条項ずれが生じることから整備するものでございます。

また、別冊参考資料の資料 39 に、羅臼町町税条例の一部を改正する条例の概要、資料 40 に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

◎日程第 13 議案第 20 号 羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 13 議案第 20 号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の 57 ページをお願いします。

議案第 20 号羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

58 ページをお願いします。

羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正理由でございますが、本条例の基準府令であります、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、引用する本条例の規定を改正するものでございます。

改正内容でございます。

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表に基づき、各府省で進めているアナログ規制の見直しに係るもので、フロッピーディスクなどの特定記録媒体の提出を求める規定について、手続のオンライン化の支障となっていることから、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるように見直しを行うこと。また、標識などについても書面の掲示などを義務づけている規制について、当該掲示に加えて、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないということを見直すものでございます。

改正条文でございます。

羅臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出し中「掲示等」を改め、同条中、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によっては直接受信されることを目的として、公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送または有線放送に該当するものを除く。）により、公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第 53 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるもの」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

なお、別冊参考資料 61 ページ、資料 41 に本条例の概要、続きます 62 ページ、資料

４２に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

◎日程第１４ 議案第２１号 羅臼町家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第１４ 議案第２１号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の５９ページをお願いします。

議案第２１号羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

６０ページをお願いいたします。

羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

改正理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により栄養士法が改正され、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところを、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるようになったため、基準省令であります、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたため、本条例の見直しを行うものでございます。

改正内容でございますが、家庭的保育事業者等の食事の提供を事業所外で調理し、搬入する方法により行う際に求めている栄養士による必要な配慮について、栄養士または管理栄養士による必要な配慮とするものでございます。

改正条文でございます。

羅臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように

改正する。

第16条第1項第2号中、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附則、施行期日、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

なお、別冊参考資料の63ページ、資料43に本条例の概要、続きます64ページ、資料44に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

ここで、11時10分まで休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第15 議案第23号 羅臼町再生可能エネルギー推進条例 の制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第15 議案第23号羅臼町再生可能エネルギー推進条例の制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民環境課長。

○町民環境課長（野田泰寿君） 議案の63ページをお願いいたします。

議案第23号羅臼町再生可能エネルギー推進条例の制定について。

羅臼町再生可能エネルギー推進条例を別紙のとおり制定する。

次のページをお願いいたします。

羅臼町再生可能エネルギー推進条例の全文を掲載しておりますが、本条例の説明につきましては、別冊参考資料をもって御説明させていただきたく、特段の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

参考資料の66ページ、資料46をお願いいたします。最終ページになってございます。よろしいでしょうか。

本条例の概要になります。

羅臼町は世界自然遺産の町でありますので、ゼロカーボンを推進していくためには、地熱エネルギーなどの再エネ導入を進めていくと同時に、今ある貴重な生態系や景観などを

損ねるような無秩序な再エネ設備の導入や開発行為を防ぐ必要がございます。

このたび羅臼町ゼロカーボン推進協議会において、当町の再エネ導入に関し、促進区域や抑制区域などの設定がまとまりましたので、地球温暖化防止対策をさらに推進させていくため、また、景観などを損ねるような無秩序な開発行為を防ぐため、本条例を制定するものでございます。

条例の概要につきましては、太陽光や地熱などの再生可能エネルギーを導入する際、地域の自然環境や生活環境への配慮、また、再生可能エネルギーの地産地消を推進することを町の基本理念に据えて、それぞれの責務を明確化し、脱炭素と経済成長を目指すことを目的とする条例内容となっております。

条例で規定する事項は、表に示しているとおりでございます。第1条は、本条例の目的を定めています。後ほど条例を御覧いただきたいと思います。

第2条は、定義について記載しています。文中の用語の意義を定めています。再生可能エネルギー事業については、家電用消費を主たる目的とする再エネ設備を除くことも記載しています。

第3条は、町の基本理念を定めています。環境に配慮しながら脱炭素を目指し、地域経済の発展に取り組む旨を記載しています。また、地産地消を推進することで、地域経済の発展と災害に強いまちづくりに資する取り組みをすることを明記しております。

第4条から第8条までは、町、町民、事業者、土地所有者及び再生可能エネルギー事業者、それぞれの責務を定めています。

第9条は、再エネ導入促進区域等の設定です。促進区域、抑制区域、また、調整が必要な区域を定めています。また、再エネ導入の考えについては、このたび作成いたしました羅臼町再生可能エネルギーゾーニングマップと、羅臼町環境配慮事項を運用する旨を記載してございます。

第10条は、事業を行う際の計画の届出を定めています。

第11条は、地域住民への説明です。役場に事業計画の届出をする前に地域住民に対して説明を行うことを定めております。

第12条は、設備に関する届出であります。どのような設備を設置するのか、設置する設備についても届出をしてもらうこととしています。

第13条、第14条は、事業の確認について記載しています。役場が事業者に対し報告や資料請求、または立入検査を行うことができる権限を定めています。

第15条は、事業の廃止届と関連設備の適正な処分について定めています。

第16条及び第17条は、勧告と公表です。条例違反または勧告に従わなかったときは公表することを定めています。

第18条は、補則になります。この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めていくことができるとしています。

最後に、附則であります。この条例は、令和7年4月1日を施行日としています。

本条例の概要説明については以上でございますが、別冊資料として、羅臼町再生可能エネルギーゾーニングマップと羅臼町環境配慮事項を添付してございますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

◎日程第 16 議案第 24 号 工事請負契約の締結について

○議長（佐藤 晶君） 日程第 16 議案第 24 号工事請負契約の締結について議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（本見泰敬君） 議案の 68 ページをお願いいたします。

議案第 24 号工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1 の契約の目的は、羅臼町老人福祉センター浴室改修工事。

2、契約の方法は、一般競争入札。

3、契約の金額、5,307 万 5,000 円。

4、契約の相手方、住所、北海道目梨郡羅臼町栄町 11 番地 6。氏名、有限会社酒井建設、代表取締役、酒井孝幸でございます。

このたびの工事請負契約の締結については、昨年 10 月と 11 月に行った同工事の入札が不調に終わったことにより、12 月定例会において債務負担行為補正の議決をいただき、改めて 2 月 27 日に入札を行ったもので、工期としては、契約締結日の翌日から 8 月 29 日までとしております。

なお、工事期間中のデイサービス事業については、指定管理業者の春日町にある施設において、一般入浴については、羅臼温泉のホテルにおいて継続して事業を行う予定としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質疑を終わります。

◎日程第 17 町長・教育長行政執行方針

○議長(佐藤 晶君) 日程第 17 町長・教育長行政執行方針の説明を求めます。

最初に、令和 7 年度行政執行方針の説明を求めます。

町長。

○町長(湊屋 稔君) 令和 7 年第 1 回羅臼町定例会の開催に際し、本年度予算案及びそのほかの諸議案の御審議をお願いするに当たり、町政を執行する所信の一端を述べ、議員各位並びに町民皆様に御理解と御協力をお願い申し上げるものでございます。

私も町長の任を担ってから 10 年がたち、3 期目の折り返し年度となりました。この 10 年間で、議員皆様とは、時には厳しく、激しく議論を交わし、町政運営を進めてまいりました。

思い起こせば、平成 27 年 4 月、幌萌の地滑りによる海岸隆起の日が町長としての初日でありました。その後も海岸町やソスケなどで大規模土砂崩れや雪崩など、また、新型コロナウイルスへの対応に翻弄された 3 年間もありました。

当初は、災害町長とやゆされることもありましたが、悪いことばかりではなく、近隣 6 町の協力によってできた知床ナンバーの導入や羅臼産品のブランド化、温泉地区の上質化と企業誘致、漁場における藻場などの環境整備、将来を見据えた教育環境の整備、新分野への挑戦を後押しするためのスタートアップ支援事業、ゼロカーボンシティへのチャレンジ、第 8 期羅臼町総合計画などなど多くの課題に取り組んでまいりました。

この 10 年間で世界や国内情勢や環境が激変している現在において、羅臼町もその変化に対応していかなければなりません。このようなときこそ開拓者精神を呼び起こし、ピンチをチャンスに変えるべく、未来に向かって団結して取り組んでいかなければなりません。令和 7 年度は、「今こそ前へ」をスローガンに、羅臼町の課題解決に取り組んでまいります。

まちづくりを行っていくのは、町民皆様お一人お一人です。どうか地域活動や町政運営に興味を持っていただき、自分の町は自分たちでつくるといった気持ちで御参加いただければと思います。

まずは、令和 6 年度を振り返りますと、元旦に能登半島地震が発生し、多くの犠牲者が出てしまいました。1 年以上たった今も復興が思うように進んでいないと伺っております。改めて、災害に遭われた方々に心からお見舞いと、一日も早い復旧・復興を願うばかりであります。

このような自然災害は人ごとではありません。羅臼町において、令和 6 年度中だけで

も、雪崩や土砂崩れなどの災害が起こっております。今後、この地域では、千島海溝沖の巨大地震が高確率で起こると言われております。町民皆様には、いざという時のための心構えと準備をお願いいたします。地震を止めることはできませんが、発生直後は、御自身の身を守ることと、その後は、みんなで協力し合い、行動いただければと思っております。お一人お一人の意識と行動が大切です。羅臼町から1人の犠牲者も出さないよう、これからも減災への意識の啓発に努めてまいりますので、町民皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

羅臼町の基幹産業である漁業の取扱生産額は、昆布も入れて久しぶりに100億円超えとなりました。とても明るいニュースではありますが、サケの魚価の著しい高騰によって総額が押し上げられたものであり、漁獲量を見ますと、今後に不安が残る結果となっております。これまで、羅臼漁業協同組合とともに目指してまいりました安定的な漁業生産と環境整備への取り組みを進めてまいります。

また、漁業生産活動の拠点となります漁港整備につきましては、現在、国が推進しております海業の政策の推進地区に認定されましたので、羅臼漁港を中心に、懸案事項であったトイレの問題や観光利用との両立を含めた多目的漁港を目指すための計画の策定を進めてまいります。

漁業者が安心して操業するためにと、就任以来訴えてきました知床半島携帯電話不感地域解消への取組は、先端地区の整備が寸前で断念されるという残念な結果となってしまいました。羅臼側の整備につきましては、現在も計画されておりますので、羅臼町民である漁業者の生産活動及び生命と財産を守るための実現に向け、最大限の努力をしております。

現在も長く続いているロシアとウクライナの戦闘、イスラエルのガザ地区への攻撃などにより、世界的な燃油高騰を機にあらゆる品目が物価高へと拡大し、国民の生活を直撃しております。羅臼町としても様々な政策を進めておりますが、取り巻く環境が目まぐるしく変化しておりますので、令和7年度は世界情勢や国内の状況を把握し、今後の羅臼町の未来を見極め、より効果的な政策を行ってまいります。

昨年度、多くの町民の皆様にご意見を頂戴しました1校1園化につきましては、その方向性を決定し、現在の羅臼小学校の校舎に新設校として幼稚園を併設して開校することとさせていただきました。議員皆様にも様々な御意見を頂戴いたしました。今後は、皆様に納得していただける教育施設・教育環境を目指してまいります。

また、令和7年度の新学期より、子育て支援の観点から中学校も含めた全校の学校給食を無償化とするための予算編成とさせていただきましたので、御理解の上、御決定いただければと思います。

今、述べた以外にも重点的に推進しなければならない課題が山積しております。この後、具体的に述べさせていただきますが、令和7年度は、急激に進む人口減少への対応、それに伴う各業界の働き手確保、基幹産業である漁業、観光業への取組、地域公共交通計

画の策定、未来創造会議第2ステージ、1校1園化への準備、給食費の無償化、子育て支援の拡充、医療・福祉の充実、そして、羅臼町ゼロカーボンへの挑戦などを重点的に進め、羅臼町民の幸福感向上へとつなげていきたいと考えております。

以下、まちづくりの基本方向について、重要な項目に絞って述べさせていただきます。

初めに、地域資源を生かした活力ある産業の町についてであります。

基幹産業である漁業の振興では、既に専門家や国、北海道の職員などで構成する羅臼町昆布等資源対策会議を立ち上げており、昆布資源の回復を念頭に置き、ブルーカーボンにつながる具体的な取組を計画いたします。

ほかに、羅臼漁業協同組合が展開する前浜資源の増大対策事業に対し、さらに支援をしてまいります。

水産庁が進めています海業の推進に取り組む地区に、繁茂対策事業や大型クルーズ船の係船事業の推進計画が認定されたため、この事業の検討や実現に向けて、関係機関と連携を深め、進めてまいります。また、今後は漁港利用の在り方についても検討いたします。

知床半島携帯電話中継基地局整備は、漁業者の安全確保と利用者の生命を守るために必要であり、現在、整備工事の施工が中断しておりますが、国などの関係機関と継続協議をしながら早期実現を目指します。

農業は、国が農業経営に関する計画を、これまでの「人・農地プラン」から「地域計画」に改め、10年後の経営や地域の集約化などを目的とした計画を策定しており、当町においても策定中です。

計画策定後は、安定的な経営を維持するためにも、人手不足や後継者不足が心配されるため、農業協同組合や北海道などと連携し、新規就農者や酪農ヘルパーなどの情報収集に努めます。

観光の振興では、外国人を含む観光客受入体制の整備としまして、来訪者の利便性向上のため、道の駅に多言語対応のデジタルサイネージや翻訳機を、国の補助制度を活用しながら整備することで、観光客のストレスを緩和し、旅の満足度を高められるような受入体制の整備を図ってまいります。

また、道の駅周辺を含む市街地区、地域活性化及び魅力化に向けた検討は、町民有志により構成された未来創造会議にて議論をされてまいりましたが、今年度より、未来創造会議を初めとする関係機関の協力を得ながら、基本構想の策定に着手してまいります。

昨年、アドベンチャートラベルを嗜好する旅行者をターゲットとして、町内コンテンツを活用した高付加価値型ツアーの造成事業を知床ねむろ観光連盟と連携の上、計4本のツアーを造成しました。現在、ガイドやコーディネーターが不足していることから、販売に向けた体制を構築することで、地域周遊、長期滞在、リピーター化が実現するようツアーを磨き上げるとともに、地域の多様な関係者と連携することにより、地域経済のさらなる発展を推進するものであります。

昨年、第1回目の開催となりました新イベント「知床らうす産業祭羅来楽」ですが、2

日間で約1万9,000人の入り込みがあり、大変にぎわいました。第2回の開催は、令和7年9月27日、28日の2日間を予定しており、現在、実行委員会でイベント内容を検討しているところであります。

少子高齢化による後継者不足や転出などにより、町内の商店や飲食店などが減少していることから、昨年、新たに起業や新分野へ進出する町民を対象に、羅臼町起業支援事業補助金交付要綱を施行の上、支援を行ってまいりました。今年度も引き続き、関係機関と連携して、起業等を検討されている方の情報収集を行い、新規起業をされる方を支援することで、起業しやすい環境づくりや地域の活性化を図ってまいります。

自然とみどりの村につきましては、町民が気軽に利用できる公園を意識した憩いの場となるような施設整備として検討してまいりましたが、コロナ禍後に利用が増え続けておりますオートキャンプ場を含み、エリア一帯で有効活用することにより、相乗効果が発揮され、町の魅力化向上につながると考えられることから、らうす自然とみどりの村とオートキャンプ場を一体とした再整備について検討を進めてまいります。

1校1園化の決定を踏まえ、これまで地域に親しまれてきました春松小学校校舎及び春松幼稚園園舎は、その施設を活用した春松地区のにぎわい拠点の形成に向け、令和7年度より具体的な検討を開始し、地域住民の交流の場や新たな公共施設として再活用し、持続可能な地域づくりを進めてまいります。

この検討に当たりましては、役場内に庁舎内検討会議を設置し、高校生や地域おこし協力隊、さらには地域住民や民間企業などの意見を積極的に取り入れ、幅広いニーズを反映した計画策定を目指します。

全国的な少子高齢化の進行に伴い、人口減少と人手不足という大きな課題に直面しております。特に、弱年層の流出や労働力不足は、地域の活力維持に直結する重要な問題であり、当町の持続可能な発展に欠かすことのできない最重要施策の一つとして位置づけております。

人口減少を食い止めるためには、地域に根ざした暮らしの魅力を発信し、移住・定住の施策をさらに発展させ、より多くの方々に当町が「選ばれる町」、「住み続けたい町」となるよう取り組んでまいります。

また、町の未来を担う若者や子育て世代が定着しやすい環境を整えることも重要な要素の一つと考えており、出産・育児支援の強化、保育環境の整備、学校教育の充実を図り、子育てしやすいまちづくりについても推進してまいります。

地域おこし協力隊につきましては、地域の新たな力として、多様な分野で一定の成果を上げております。令和7年度は、これまでの活動分野に加え、産業振興や教育など、より多様な分野にも活躍の場を広げ、地域おこし協力隊の役割をさらに発展させ、地域課題の解決につなげ、併せて、任期終了後も地域に根づき、活躍できる環境を整えるため、定住促進に向けた就職、起業支援や住居支援にも引き続き取り組んでまいります。

当町は、漁業や観光業を中心とした季節雇用が多く、通年雇用の確保が課題となってお

ります。また、全国的な人手不足の影響を受け、特に若年層の労働力確保が難しい状況にあります。このような課題に対応するため、町内の事業者と求職者をつなぐオンラインを活用した求人情報の提供など、通年雇用の促進と労働者不足の解消に向け、より効果的なマッチング事業を推進し、安定した雇用環境の実現を目指します。

また、労働力確保の一環として、外国人労働者の活用も地域経済を支える重要な存在となっており、特に水産業や観光業、介護分野においては、外国人労働者の役割も重要となっております。人手不足解消に向け、町内事業者と連携を図りながら、交流イベントの開催などを通じて、外国人労働者が安心して働き、暮らせる環境づくりを支援いたします。

近年、インターネットやスマートフォンの普及により、SNSは重要な情報発信ツールとなっております。町民への迅速かつ効果的な情報提供や当町の魅力を国内外へ発信する手段として、SNSの活用を一層強化してまいります。

特に、災害時には迅速な情報提供を行い、町民の安全確保に努めます。さらには、観光振興や移住促進に向けても、当町の自然や文化、特産品や観光資源などの地域資源の魅力を発信するコンテンツを充実させ、SNS上での認知度向上を図るとともに、フォロワーとの相互交流を深め、より関心を高めていただけるような仕組みの構築を進めます。

今後もSNSの特殊性を生かした効果的な情報発信を行い、町の魅力をより多くの方に知っていただくとともに、町民にとって利便性の高い情報提供を実現してまいります。

次に、一人一人が心穏やかに過ごせる町についてであります。

町民一人一人が住み慣れた場所で心穏やかに過ごすためには、誰もが健康で生きがいを持ち、地域ぐるみで互いに支え合う優しいまちづくりが必要であり、そのためには、医療、保健、福祉、介護の充実と連携による取組が重要であります。

生活習慣病の予防は、保健師、栄養士、歯科衛生士がそれぞれ、妊娠期から高齢期に至るまで個々の状況に合った指導を実施してまいりました。しかしながら、依然として小児の虫歯や肥満、成人期の未治療や内服していてもコントロール不良の生活習慣病による循環器疾患の発症や重症化が見られています。今後も幼稚園や学校、診療所などと連携しながら、対象者の状況に合った個別支援を強化してまいります。

福祉・介護につきましては、慢性的な医療職・介護職現場における人材不足の課題解決に向けて、修学資金助成金や補助金など各種制度を継続するとともに、今年度は、介護職員初任者研修支援事業を創設し、介護職員の育成及びサービスの向上に努めます。

さらには、近年の物価高騰や人材不足に伴い、厳しい施設運営を強いられている事業所に対して、運営基盤を安定させ、経営危機に陥らないために、継続的な支援及び指導・助言を行ってまいります。

知床らうす国民健康保健診療所の運営につきましては、指定管理者である釧路孝仁会との緊密な連携を図り、24時間救急受入れ、14床の病床確保などの医療体制を継続するとともに、開設時に整備した医療機器についても計画的な更新を進め、町民皆様に引き続

き適切な医療サービスを提供できるよう努めてまいります。

国民健康保険や後期高齢者医療制度の安定運営のためには、町民皆様が健康で自立した生活を送ることが必要です。そのためには、御自身の健康を確認するための特定健診やがん検診の受診者数を向上させるとともに、保険者として、診療所と連携した重症化予防対策を実施するなど、医療費の適正化に努めます。

また、昨年12月からの健康保険証の廃止に伴い、マイナンバーカードをお持ちでない方につきましては、新たに交付が必要な方を対象に、本年7月末まで有効の資格確認書をお渡ししております。

8月以降は、国民健康保険税の滞納がある方につきましては、医療費の窓口負担が10割となる特別医療費の適用となるため、納税担当を初め、関係機関との連携により滞納整理に向けた取組を強化してまいります。

昨年度は、妊娠期から切れ目のない母子保健や子育ての身近な相談支援や経済的支援、保育体制等を充実するための、第3期羅臼町子ども・子育て支援事業計画の策定を行いました。

また、この羅臼町で安心して子どもを産み・育てる環境づくりを進めるため、子育てに係る経済的な負担軽減を重点に図ることを目的に、令和4年8月から高校生までの医療費の無償化を実施してまいりました。

今年度はさらに、ほかの自治体ではあまり見られない第1子目から出産祝い金を50万円お渡しすることといたしました。また、生まれてすぐ必要となる紙をむつの廃棄に係るごみ袋を2年間分支給することといたします。お子さんを育てるためには様々な支出があると思われそうですが、その一助となり、長く羅臼町で子育てしていただけるよう、今後も様々な支援を実施してまいります。

児童虐待防止の推進につきましては、未来を担う児童の健やかな成長を推進するため、児童相談所を初めとする関係機関と連携し、児童虐待の未然防止に努めてまいります。

障害者福祉につきましては、障害者計画の基本理念である「障害のある人もない人も共にいきいきと輝き、安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指し、障害者福祉サービスの充実を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、福祉就労の確保・拡大、地域活動などの社会参加のための基盤づくりに取り組み、自立したライフステージを送れるよう、障害者支援体制の充実を図ってまいります。

次に、人と自然が共生し、安全・安心に暮らせるまちづくりについてであります。

今年は、世界自然遺産20周年の節目の年であり、環境省、林野庁、北海道、斜里町と連携した記念事業や、アウトドア事業者と連携した事業を開催し、知床の自然環境保全と利用のマナーなどを知る機会の提供や、世界自然遺産のPRを実施いたします。

加えて、国内の世界自然遺産5地域で組織します「世界自然遺産5地域会議」では、6月5日に、「大阪・関西万博」の会場にて、各地域の取組を映像やパネル展示による紹介のほか、トークショーなどでPRを図ります。

また、「世界自然遺産と私たち 見つけた！自然のふしぎ・自然と暮らす楽しみ」をテーマに、各地域で募集している小中学生の作文コンクールも行われます。

ヒグマ対策として、昨年導入したドローンやAI技術を活用し、ヒグマ出没時の追跡など、効率的な対応を図ります。対応に当たっては、緊急時に迅速に対応できるよう知床財団と連携し、日頃から機器操作の訓練を実施しております。

なお、有事の際は、これまでと同時に、北海道猟友会中標津支部羅臼部会の御理解と御協力により、有害捕獲も含めた対応を継続して実施いたします。

また、町民には、ヒグマが近寄らないよう、日常生活でできる対策を啓発してまいります。

当町のゼロカーボンの推進につきましては、羅臼町地球温暖化防止実行計画の中で、再エネ導入による地域力強化と産業振興、温泉熱を活用した再エネ発電と新規産業の創出、知床の自然の持続的な保全と観光振興の3点を将来ビジョンと定めて、脱炭素と地域課題の解決、そして地域経済の発展を目指すこととしております。

令和6年度は、環境省補助の脱炭素先行地域づくり事業への応募に向け、様々な調査や地熱エネルギーの理解促進のため、議員皆様にも御参加を賜り、先進地視察を実施いたしました。

また、羅臼町ゼロカーボン推進協議会を設置し、再エネ導入可能エリアの設定について検討し、羅臼町再生可能エネルギーゾーニングマップと環境配慮事項をまとめました。令和7年度は、再エネ設備などの具体的調査を行いながら、事業規模を取りまとめ、将来ビジョンの具体化を図るべく、基本計画を策定してまいります。

併せて、本定例会に羅臼町再生エネルギー推進条例を議案上程しており、当町の再エネ事業の考え方や基本理念を示し、さらにゼロカーボンを進めてまいります。

地域公共交通につきましては、バスダイヤの交通空白の時間帯が長く、また、買物や通院などの利便性に対し、様々な御意見が寄せられており、今の時代に合った公共交通計画の策定が急務となっております。

コミュニティワゴンによる実証社会試験を通じ、町民要望と利用実態の乖離も見ながら、利用者ニーズの把握と、望ましい運行ルートを調査しているところでありますが、新たな運行体制につきましても、地域のあらゆる関係者の参画も視野に入れ、連携・協働の取組について、羅臼町公共交通活性化協議会で検討し、計画に盛り込んでまいります。

防災につきましては、近年頻発する自然災害の激甚化に伴い、適切な行動を取ることができるよう防災訓練等、防災に関する普及啓発を図るほか、特に、30年以内の発生確率が80%程度と言われる日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備えるため、災害情報を即時に防災無線やSNSなどの複数のメディアに提供が可能となる災害クラウド情報システムを導入いたします。

また、道の駅に導入が予定されているデジタルサイネージを活用し、外国人を含む観光客等に対しても、多言語に対応した災害情報を提供するシステムの構築を進めるととも

に、令和6年度より進めております観光客等短期の滞在者部分も含めた災害備蓄品の整備を継続してまいります。

災害はいつ、どこで起こるか分かりません。行政としても町民の安全・安心を確保するため、引き続き防災・減災対策の強化に取り組んでまいります。

次に、豊かな心を育み、明日へとはばたくまちについてであります。

人口減少に伴い、児童生徒も同様に減少傾向にある当町の教育環境は、一部の小学校で腹式学級が見込まれることから、羅臼小学校の校舎を活用し、令和8年4月に、小学校1校、幼稚園1園に統合することを決定いたしました。

コンパクトシティに向けた子育て、教育施設の集約化、近隣に公共施設があることでの安心感と利便性、園児・児童との交流及び職員間の連携強化による指導の充実、通園・通学手段の確保など、将来の子どもたちにとって、幸せや生きがいを感じられる教育環境づくりを教育委員会とともに推進してまいります。

また、令和7年4月から幼稚園、小中学校全ての給食費を無償化し、保護者負担の軽減と子育て支援の充実を図ってまいります。

羅臼高等学校につきましては、知床未来中学校卒業生が進学する高校として、毎年20名前後の入学人数で推移しておりますが、将来的には入学人数が10名を下回ることが予想されております。引き続き、高校やPTAの皆様が考えた「生徒や保護者から選ばれる魅力ある高校づくり」の取組に支援を行うとともに、全国から意欲のある生徒を募集する地域みらい留学を活用し、令和8年度から全国公募を目指し、取組を進めてまいります。

社会教育につきましては、令和6年度からスタートした第9次羅臼町社会教育中期計画を引き続き推進してまいります。

また、羅臼町ならではのアイヌ民族の証を次世代に継承するため、調査、文献収集などを進めてまいります。

教育行政の詳細につきましては、教育長の執行方針で触れられますが、継続実施に向けて関係団体と連携を図りながら取り組んでまいります。

最後に、持続可能な行政運営ができる町についてであります。

国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、2050年には、羅臼町の人口は現在の半分になるという厳しい結果が出され、それに伴う町職員の成り手不足についても危機感を募らせております。

これらの課題を解消するためにも、DXは極めて重要な役割を果たすと考えております。当町におきましても、既に、羅臼町DX推進本部を設置し、内閣府の進めるデジタル専門人材支援事業を活用した外部企業からの支援を受けながら、令和7年度末をめどに、当町に適したDX推進計画を進めてまいります。

少子高齢化の進行や人口減少の加速により、地方交付税を初めとする財源の減少が懸念される一方で、社会インフラ維持管理や地域住民の生活支援に要する財政負担は増加の一途をたどっております。

このような状況の中で、将来にわたり持続可能な町政運営を実現するためには、歳入の確保と歳出の適正化を両輪とする財政構造の転換が必要不可欠です。

観光産業や水産業など、当町の強みを生かした地域産業の振興を支援し、ふるさと納税のさらなる推進、未利用町有地の有効活用、観光振興による地域経済の活性化など、多様な財源確保対策を講じてまいります。

歳入の確保につきましては、主要産業である漁業で一部の魚種は好調でありましたが、不漁の魚種もあり、全体としては収入が不安定な状況が続いていることや、物価高騰の影響により生活への負担が大きく、税収入の確保が厳しい状況です。納期内完納啓発など、納税意識の向上を図り、税収確保に努めるとともに、誠意が見られない滞納者には、釧路・根室広域地方税滞納整理機構や北海道とも連携しながら、差押さえなどの滞納処分を進めてまいります。

また、町有財産の適正管理に努めるとともに、今後の利活用を予定しない土地や建物などの未利用財産の売却を進め、財源の確保にも努めてまいります。

歳出の適正化につきましては、公共施設の統廃合や維持管理コストの見直し、デジタル技術の活用による業務効率化を進め、限られた財源をより効果的に活用できる仕組みを構築し、併せて国や北海道の補助制度を最大限に活用し、町の負担を抑えつつ、事業の推進を図ってまいります。

このような状況を踏まえ、第8期羅臼町総合計画に掲げる重点施策及び羅臼町公共施設等総合管理計画を着実に進め、当町の未来を見据え、安定した財政基盤の確立に向け、次世代へと誇れる羅臼町を築くため、全力で取り組んでまいります。

特別会計につきましては、町民生活の基盤を支える重要な役割を担っており、少子高齢化や人口減少の影響、経済環境の変化により、特別会計の収支バランスを維持することが年々難しい状況になっております。

こうした様々な影響を踏まえ、特別会計の経営健全化を徹底し、町民サービスの安定的な提供と持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上、令和7年度の町政を執行するに当たってのまちづくりの基本姿勢と主要な施策について述べさせていただきました。

先を見通すことのできない急速な流れで社会情勢が変化し続けている中であって、人口減少、少子高齢化対策は重要かつ喫緊の課題となっており、行政運営のみならず、産業や医療、福祉など様々な分野において人材不足が顕著に現れ、地域経済や各種サービスが縮小されることが懸念されております。

加えて、頻発する自然災害への備えや長引く物価高騰など多くの課題が山積しております。このような厳しいときだからこそ、地域の魅力ある資源を磨き、総力を結集し、町の未来につながる政策を「今こそ前へ」進めてまいります。何事にも諦めない気持ちで、羅臼町の未来のため、私の持てる力の限りを尽くしてまいる所存であります。

町民の皆様、議員各位、羅臼町を応援してくださる全国の皆様のより一層の御理解と御

支援を賜りますよう心からお願いを申し上げ、令和7年度の行政執行方針といたします。

○議長（佐藤 晶君） ここで、昼食のため、1時まで休憩いたします。1時から再開いたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

令和7年度教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長（石崎佳典君） 令和7年羅臼町議会第1回定例会の開催に当たり、教育行政に臨む基本姿勢及び主要な施策について申し上げます。

技術革新やグローバル化、情報技術の進展、人口減少や環境問題など、現代社会はかつてないスピードで変容を遂げ、従来の知識や経験だけでは未来を予測することが困難な時代を迎えています。

当町においても、令和8年度に小学校と幼稚園がそれぞれ統合することを決定し、教育環境の大きな転換期を迎えることになります。

このような状況下において、子どもたちには、未来を生き抜くために必要な新たな資質と能力が求められています。

不確実な未来に立ち向かい、自ら社会を創造していくことのできる持続可能な社会の担い手を育成するために、主体的に学び、考え、行動できる力を育み、子どもたち一人一人の可能性を引き出す令和の時代に即した教育行政を推進してまいります。

こうした認識の下、当町における教育行政の執行に当たりましては、羅臼町が目指す教育の基本方針に基づき、SDGs 17の目標を念頭に、「子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進」、「学びの機会を保障し、質を高める環境の確立」、「地域と歩む持続可能な教育の実現」の三つを大きな柱として、施策を推進してまいります。

教育環境の一層の充実を図るためには、地域全体が一体となって、子どもたちの成長を支える仕組みを構築することが重要であります。

町民一人一人が幸福感や生きがいを感じることでできるウェルビーイングの向上に意を用いながら、学校、家庭、地域との連携の下、持続可能な地域づくりを支える人材の育成に取り組んでまいります。

初めに、子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進についてであります。

全国的な少子化に伴い、当町においても園児・児童数は減少の一途をたどり、令和9年度には春松小学校で複式学級が見込まれます。

一緒に活動する子どもの数が減り、集団の中で多様な経験を積むことが困難になるなど、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化していく中、教育委員会では、集団の持つ教育力を重要視し、子どもたちに望ましい教育環境を第一に考え、令和7年度からの新たな

羅臼町立小学校・羅臼町立幼稚園適正配置計画に基づき、小学校1校・幼稚園1園の統合を進めてまいります。

羅臼小学校の校舎を活用し、幼稚園を併設した新たな校名、園名の「施設一体型幼少連携校」として再編し、幼少中高一貫教育を推進する当町は、幼小連携にとどまらず、これまで以上に校種間連携の充実を図り、子どもたちの成長につながる環境づくりと、誰からも信頼される学校づくりを目指してまいります。

統合に向けた取組として、本年度は、幼稚園併設部分の改修実施設計及び児童用トイレの改修工事を実施いたします。

また、新たな校名・園名を決定し、校歌・園歌の制作、校章・園章のデザイン募集など、令和8年4月の開校・開園に向け、様々な取組を進めてまいります。

当町では、全ての幼稚園、小中学校、高等学校の教職員で構成する「羅臼町幼少中高一貫教育推進協議会」において、3歳から18歳までの15年間を見通した一貫教育に取り組んでいます。

自然豊かな知床・羅臼町で育つ園児・児童生徒がこれからの未来をたくましく生き抜くことに必要な、心豊かで健全な人間形成を図るための取組を展開してまいります。

羅臼高等学校と知床未来中学校入学生の制服につきましては、本年度よりデザインを共通化し、保護者の費用負担軽減に努めるとともに、ジェンダーフリーへの対応を図ってまいります。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基盤を培う上で大変重要であることから、幼稚園での活動全体を通して、幼稚園教育要領で定める「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」への育みを実現するとともに、「架け橋期のカリキュラム」を小学校と協働で策定し、幼稚園と小学校の円滑な接続に努め、来年度の一元化に向けて、両園園児の交流活動を積極的に取り入れてまいります。

幼少中高共通の研究主題である「自立した幼児・児童・生徒の育成」を目指すため、「羅臼町学力向上プラン」に基づき、確かな学力の育成に取り組み、その成果を発表する場として、町内全教職員参加の下、公開授業研究会を開催し、学力の向上に努めてまいります。

羅臼町幼少中高一貫教育推進協議会の学力向上部会においては、全国学力・学習状況調査や標準学力検査の結果を分析し、ICTを取り入れた授業の積極的な実施や生活習慣の改善に向けた提言を行い、実線を促してまいります。

特別支援教育は、個別の支援計画「こんぱす」の一層の活用を促進するとともに、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服あるいは改善するため、適切に支援してまいります。

また、特別支援教育推進のため、専門家を講師として招聘した研修会を開催し、教職員の資質向上を図ってまいります。

昨年度に実施したコーディネーショントレーニングの効果検証の結果、幼稚園・小学

校共に、運動に対する興味・関心・意欲と運動能力の向上が認められたことから、本年度も引き続き幼稚園と小学校でコーディネーショントレーニングを実施してまいります。

園児・児童・生徒が自己の健康や食に関心を持ち、その知識を身につけ、栄養バランスのよい健全な食生活を実践できる力を育むため、養護教諭や栄養教諭と連携した指導を計画的に行ってまいります。

学校給食では、長引く物価高騰の中、質や量を保った継続的な給食提供により、子どもたちが等しく健やかに成長・発達を遂げられるよう、保護者の経済的負担の軽減と子育て支援の一環として、令和7年度より幼稚園児と小中学校の児童生徒に提供する給食の無償化を実施いたします。

持続可能な社会の担い手を育む教育として、引き続きクマ学習や生態系学習、海洋教育などの知床学を推進してまいります。

本年度は、小学校1校化に向け、知床学に係る両小学校の統一したカリキュラム編成に取り組んでまいります。

また、3年前に改訂した副読本「知床学」に、脱炭素に向けた取組や北方領土学習の内容を追加するとともに、他地域の先進校と意見交換や課題共有を行い、ふるさと教育の充実に努めてまいります。

羅臼高等学校やPTAが考えた「生徒や保護者から選ばれる魅力ある高校づくりの取組」として、新入生へのタブレットの贈呈や修学旅行費用助成、大学入学祝い金など、経済的な支援のほか、グローバル人材の育成として、海外留学支援等、引き続き英語教育の充実に努めてまいります。

羅臼高等学校の入学者の確保に向けては、地域みらい留学を活用し、中学生や保護者と直接対話する合同説明会の参加や、実際に足を運んで知床羅臼を感じていただく機会の創出など、令和8年度からの全国公募を目指して、町外の生徒目線による羅臼町の魅力発見と、交流人口・関係人口の拡大に取り組んでまいります。

次に、学びの機会を保障し、質を高める環境の確立についてであります。

I C T教育の一層の充実に努めるため、G I G Aスクール構想により整備した1人1台端末の機器更新を行い、学びの習熟度に合わせたI C Tのさらなる活用を推進してまいります。

また、D Xの活用により、教育委員会を含めた校種間連携を確立するため、「教育情報セキュリティポリシー」を策定し、業務の効率化や情報の共有、スピーディーな意思決定など、D Xによる教育連携を進めてまいります。

教師個々の授業力を高めることが学力向上に大きく関わることから、各校のニーズに応じて、先進校の実践を学ぶ取組を実施するとともに、道立教育研究所と連携した研修講座を実施いたします。

小中学校におきましては、北海道教育大学附属釧路義務教育学校と連携した研修を実施し、教師の授業力向上に努めてまいります。

教職員の働き方改革につきましては、令和7年度から9年度までの3年間を取組期間とする「第3期羅臼町アクションプラン」に基づき、教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、教職人生を豊かにすることで人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるよう、教育委員会と小中学校が緊密に連携・協力しながら、実効性のある取組を進めてまいります。

最後に、地域と歩む持続可能な教育の実現についてであります。

令和8年4月の1校1園化に伴い、当町の教育環境は大きな転換期を迎えておりますが、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、学校と地域の連携・協働を図り、地域が一体となって子どもたちを育むことが必要であります。

地域住民が参画する学校運営協議会の取組をより一層充実させ、地域とともにある学校の実現を目指してまいります。

子育てや家庭の教育支援は、関係職員で構成する子どもの自律・親育ち応援チーム「緒むすび」が主体となり、各種情報を保護者へ提供しながら事業を展開するとともに、地域や学校との連携をより一層強め、家庭の教育力向上に取り組んでまいります。

生涯学習、社会教育につきましては、ふるさと学習の推進を重点に、羅臼町第9次社会教育中期計画に沿って取り組んでまいります。

ふるさと少年探検隊を初めとする少年教育事業や各種青年・成人教育事業を展開しながら、次代を担う新たな人材の発掘・育成を図り、核となるリーダーの養成に努めてまいります。

各種団体やサークル等には、日頃の活動が継続できるよう、求めに応じた指導・助言と、団体が自主・自立するための継続的な支援を行ってまいります。

人口減少や高齢化により、スポーツ人口は減少傾向であり、ニーズも多様化してきておりますが、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境が必要不可欠であります。

羅臼町スポーツ協会、羅臼町スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブらいずと連携し、健康維持と体力づくりの機会創出を図ります。

また、中学校の部活動地域移行につきましては、羅臼町のスポーツ・文化の在り方検討協議会で引き続き協議を行い、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の地域展開に向け、取組を進めてまいります。

教育施設は多くの町民が訪れる場所であり、安全・安心で快適に利用できる環境が必要であります。

羅臼町教育施設等個別施設計画に基づき、計画的に整備を進めながら長寿命化を図るとともに、関係団体と連携して利用者の安全対策や防災訓練等を実施し、防災意識を高めてまいります。

芸術に対する感性や文化に対する理解を深めるため、羅臼町文化協会等、関係団体とともに、多様な鑑賞機会の拡充や普及活動に取り組んでまいります。

読書振興につきましては、令和7年度から令和10年度までの第3期羅臼町子どもの読

書活動推進計画に基づき、子どもの成長に合わせ、自主的に読書活動を行うことができるよう、家読（うちどく）推進事業や中高生の読書活動推進事業等の取組を進めてまいります。

また、子育て世代や高齢者にも喜ばれるサービスを充実させ、昨年6月にオープンした図書館の利用促進を図ってまいります。

文化財の保護につきましては、郷土資料館を中心に、保護と活用を進め、新たに策定された「羅臼町アイヌ施策推進地域計画」に基づき、アイヌ文化の基礎資料の作成に努めてまいります。

以上、令和7年度に取り組む主要な施策を申し上げます。

子どもたちが新しい時代を生き抜くためには、知識だけでなく、自ら考え、行動し、社会に貢献できる主体性と責任感などの資質・能力が求められています。

学校と家庭、地域社会全体で、子どもたちがこれらの資質・能力を育むことができる環境づくりが重要です。

地域の教育は、地域全体で取り組むべき課題であるという認識を町民の皆様と改めて共有し、社会の一員として地域に積極的に貢献することで、幸福感や充実感を感じながら生活できるウェルビーイングを実感できる社会を目指し、学校、家庭、地域をつなぐ教育行政の推進に全力で取り組んでまいります。

議員の皆様初め、町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

○議長（佐藤 晶君） 以上で、町長行政執行方針及び教育行政執行方針の説明が終わりました。

町長行政執行方針及び教育行政執行方針に対する質問及び一般質問は明日行います。

◎散会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明日は、午前10時開議といたします。

明日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会します。

御苦勞さまでした。

午後 1時19分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員